



☆「kitaQ（休）まなぼっちゃん」とは

北九州市では、学校と家庭等が連携して、こどもの主体性を育み、社会全体でこどもを見守り、健やかに育む環境づくりを進めています。

「kitaQ（休）まなぼっちゃん」は、平日（出校日）に、子どもが保護者等とともに校外での体験活動を行うなど、一緒に学んだり活動したりする場合、校外での自主的な学びと捉え、学校に登校しなくても「欠席」とはならず、「出席停止・忌引等」と同じ扱いとする制度です。

保護者の休暇に合わせて届出をし、年に3日まで取得することができます。

☆届出の方法

学校に tetoru や電話等で、利用する日の前日までに届出てください。

☆校外での体験活動例

「学びのキーワード」をヒントに、保護者等と一緒に学んだり、活動したりしてください。

見て学ぶ：歴史 科学 文化 史跡
環境 防災 美術 読書 等

ふれあい学ぶ：自然 動物 植物
伝統文化 国際交流 等

体験して学ぶ：農業 漁業 職場体験
ものづくり スポーツ
音楽 等

その他の学び：将来について話す
一緒に料理する
ボランティア活動 等

☆ご留意いただきたいこと

- ☐ 「kitaQ（休）まなぼっちゃん」を取得することで受けられない学習については、原則、自主学習になります。
- ☐ 学校行事の日や定期考査期間など、取得することができない日（期間）があります。詳細は、学校から後日お知らせいたします。
- ☐ 子どもだけでは取得できません。保護者または、保護者が認めた大人の同伴が必要です。

「kitaQ（休）まなぼっちゃ」 Q & A

Q：制度を利用する場合、どうしたらいいですか？

お子様が通われている学校に tetoru や電話等で、利用する日を届出てください。
連絡は、利用する日の前日までにお願いします。利用後の届出は、受け付けません。

Q：計画書や報告書などは、必要ですか？

計画書や報告書は、必要ありません。

Q：何日利用できますか？また、連続で利用できますか？

1 日単位で、年 3 日まで利用できます。連続での取得も可能です。
利用しなかった日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q：制度を利用して休んだ日の学習は、どうなりますか？

原則、自主学習になります。授業で使用したプリントの配布などについては担任の先生にご相談ください。

Q：制度を利用し、その活動の際にけが等をした場合、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象となりますか？

学校の管理下での活動ではないため、対象外となります。

Q：取得できない日はありますか？

学校行事の日や定期考査期間など、取得できない日（取得除外日）があります。
詳細は、学校から後日お知らせいたします。